

## ダスキンヘルスレント岐阜ステーション 運営規程

### (事業の目的)

第1条 ダスキンヘルスレント岐阜ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定福祉用具貸与事業並びに指定介護予防福祉用具貸与事業及び指定特定福祉用具販売事業並びに指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者、若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者）が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定福祉用具又は特定福祉用具（以下「福祉用具」という。）等を貸与又は販売することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具等の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具等を貸与又は販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 前2項のほか、岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。）及び、岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第78号。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 一 名称  | ダスキンヘルスレント岐阜ステーション |
| 二 所在地 | 岐阜県岐阜市市橋4丁目7番6号    |

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。また、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について

の指揮命令を行う。

二 専門相談員 3名（常勤職員）（うち1名は管理者を兼務）

専門相談員は、福祉用具サービス計画（介護予防福祉用具サービス計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与・販売及び介護予防福祉用具貸与・販売の提供に当たる。

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するように、適切な福祉用具等の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 土日祝日を定休日とする（及び12月30日から1月4日休業）
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（指定福祉用具貸与等の提供方法及び取扱い種目）

第6条 事業所で行う福祉用具貸与等の提供方法及び取扱い種目は次のとおりとする。

- 一 福祉用具貸与等の提供に当たっては、福祉用具サービス計画（指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与計画）に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて福祉用具選定の援助及び使用方法の指導、留意事項、利用料、全国平均貸与価格に関する情報、故障時の対応等の説明し、利用者又はその家族の同意を得る。
- 二 事業所は、サービスの提供に当たり、同一種目による機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供する。
- 三 福祉用具貸与等の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- 四 この事業所において取り扱う種目は取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

（利用料等）

第7条 指定福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
- 3 1ヶ月未満の利用料の額は15日迄は50%とし、15日を越えた場合は100%とする。
- 4 個別の利用料は商品カタログにおいて提示する。
- 5 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一) 片道 30キロメートル未満 2,000円
- 二) 片道 30キロメートル以上 5,000円

- 6 福祉用具の搬入に特別な処置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
- 7 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごと区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 福祉用具貸与等の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与等に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、

岐阜県／岐阜市、各務原市、可児市、多治見市、美濃加茂市、関市、美濃市、羽島市、大垣市、本巣市、山県市、羽島郡、安八郡、海津郡、不破郡、瑞穂市、本巣郡  
愛知県／一宮市、江南市、犬山市、小牧市、岩倉市、稲沢市、津島市、愛西市、丹羽郡とする。

(衛生管理等)

第9条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

- 2 回収した福祉用具については、適切な方法により速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と、消毒が行われてない福祉用具とを区分して保管するものとする。  
一部福祉用具については必要に応じて別紙委託業務事業者一覧に記載の委託事業者にて洗浄・保管を行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 指定福祉用具貸与・販売に係る利用者からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(人権の擁護及び虐待等の防止等)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止等のための次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定 責任者：後藤 健  
(2) 虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施  
(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備  
(4) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービスの提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報する。
3. 事業所は、サービスの提供にあたり、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急及びやむを得ない場合（以下、「緊急時」という。）を除き身体拘束に関わる提供を行わない。なお、緊急時の提供にあたっては医療・介護のサービス従業者・利用者の家族・行政等の意見を基に行う。

(業務継続計画)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

(感染症対策)

第 13 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業員に対し、感染症対策の研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 一) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二) 継続研修 年 4 回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、福祉用具貸与・販売に関する記録を整備し、福祉用具貸与等完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ダスキン岐阜と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

## 委託業務事業者一覧

事業者名	所在地
パラマウントケア株式会社 (旧) サンネットワーク(株)	本社 静岡県静岡市駿河区稲川 2-2-1
株式会社フレスコ	大阪府大阪市中央区安土町 2-2-15
株式会社モリトー	愛知県一宮市東島町 3-36
新光産業株式会社	大阪府東大阪市本庄西 1-2-12
日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町 2 丁目 11 番 73 号
株式会社セリオ	静岡県浜松市西区湖東町 3472-2
エヌ・エス株式会社	名古屋市守山区瀬古 3-1214
株式会社ダスキンプロダクト	愛知県小牧市下小針天神二丁目 180 番地
サンネットワークリブ株式会社	京都府京都市伏見区竹田東小屋ノ内町 101 番地
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町 1148 番地 5
ワキタケアネット	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 19 番地 1 6F